

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財形第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

【競争入札】

公共工事の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称、住所、法人番号	一般競争入札・指名競争等の別(総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、県所管の区分	応札、応募者数	
(該当なし)											

※公益法人の区分において、「公財」は公益財団法人、「公社」は公益社団法人、「特財」は特例財団法人、「特社」は特例社団法人をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財形第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

【随意契約】

公共工事の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所、法人番号	随意契約によることとした会計法例の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職役員数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、県所管の区分	応札、応募者数	
(該当なし)												

※公益法人の区分において、「公財」は公益財団法人、「公社」は公益社団法人、「特財」は特例財団法人、「特社」は特例社団法人をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財形第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

【競争入札】

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所、法人番号	一般競争入札・指名競争等の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、県所管の区分	応札、応募者数	
令和元年度官用車の賃貸借(下半年)	奈良労働局支出負担行為担当官 安東 修一郎 奈良市法蓮町387	令和1年10月1日	(株)トヨタレンタリース奈良 奈良市杉ヶ町31 5150001001465	一般競争 (総合評価落札方式)	3,285,150	2,395,800	73%	-	-	2	
奈良労働局で使用する封筒等印刷物	奈良労働局支出負担行為担当官 安東 修一郎 奈良市法蓮町387	令和1年10月30日	南浦印刷(株) 奈良市古市町9-1451 5150001002364	一般競争 (最低価格)	2,171,314	1,440,994	66%	-	-	3	
デジタルモノクロ複合機の購入設置及び既存機種種の撤去	奈良労働局支出負担行為担当官 安東 修一郎 奈良市法蓮町387	令和1年11月27日	高橋正(株) 大和高田市栄町2-3 8150001012996	一般競争 (最低価格)	3,390,750	1,129,250	33%	-	-	4	

※公益法人の区分において、「公財」は公益財団法人、「公社」は公益社団法人、「特財」は特例財団法人、「特社」は特例社団法人をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財形第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

【随意契約】

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所、法人番号	随意契約によることとした会計法例の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職 役員数 (人)	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、県所 管の区分	応札、応 募者数	
令和元年度下半期官用車の燃料及び洗車の単価契約	奈良労働局支出負担行為担当官 安東 修一郎 奈良市法蓮町387	令和1年10月1日	奈良県石油協同組合 奈良市芝辻町85-10 5150005000835	入札が不調となったため、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の3号を適用	1,045,634	1,026,432	98%	-	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は公益財団法人、「公社」は公益社団法人、「特財」は特例財団法人、「特社」は特例社団法人をいう。